

網走家畜衛生情報

令和2年度（2020年度） 第3号（5月） 北海道網走家畜保健衛生所



豚熱の国内発生について・・・・・・・・・・	1	生乳への抗菌性物質等の残留事故・・・・・・・・	7
アフリカ豚熱の侵入防止策の強化について・・	2	畜肉への抗菌性物質等の残留について・・・・	7
高病原性鳥インフルエンザについて・・・・・・	3	放牧シーズン到来・・・・・・・・・・	8
昨年度も冬期車両消毒ポイント演習を実施・・	4	病性鑑定手数料の変更について・・・・・・・・	8
飼養衛生管理基準の遵守及び		病性鑑定材料の採材及び送付方法について・・	9
定期報告の提出を・・・・・・・・・・	4	牛丘疹性口炎について・・・・・・・・・・	10
令和2年度予防事業の実施計画について・・	5	市場上場牛のヨネネ病検査について・・・・	11
予防事業の変更について・・・・・・・・・・	5	死亡牛のBSE検査対象牛確認チャート・・	12
監視伝染病の発生状況・・・・・・・・・・	6	着任の挨拶・・・・・・・・・・	13
		所内体制について・・・・・・・・・・	14

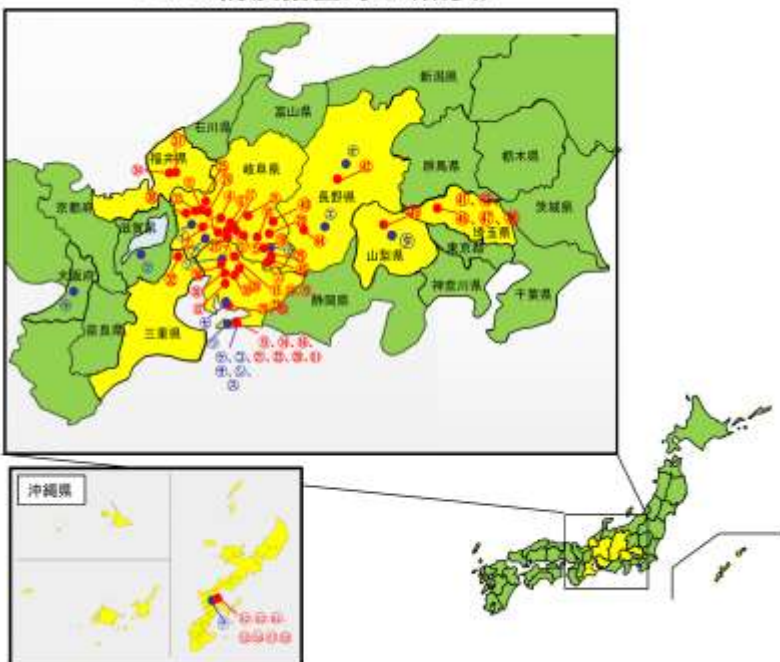
豚熱（CSF）の国内発生について

2018年9月、岐阜県で26年ぶりとなる豚熱（CSF）の発生が確認されました。その後、8県において養豚場でCSFの発生が確認されており、野生イノシシからのCSF陽性事例は、14県で確認されています。感染区域の拡大を防ぐため、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」の一部を変更し、豚等への豚熱の感染リスクが高い地域での予防的ワクチン接種が開始されています。ワクチン接種農場の豚又は豚の精液等は接種区域外に持ち出すことが制限されており、豚又は豚の精液等を道内へ導入される方は、ワクチン接種区域で飼養又は生産されたものかどうかの確認を徹底していただけるようお願いいたします。

なお、2020年3月12日、沖縄県うるま市で国内58例目の発生以降、養豚場での発生はありません（2020年3月13日現在）。引き続き、飼養衛生管理の徹底や監視の強化をお願いします。

CSFの防疫措置対応(概要)

令和2年4月14日 0時00分現在



ワクチン接種推奨地域（24都府県）

- 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、
 - 千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、
 - 富山県、石川県、福井県、山梨県、
 - 長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、
 - 三重県、滋賀県、京都府、大阪府、
 - 兵庫県、奈良県、和歌山県、沖縄県
- 赤：養豚場で発生、青：野生イノシシでのみ、黒：ワクチン接種のみ

アフリカ豚熱（ASF）の侵入防止策の強化について

●韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況

- 発生が確認された行政区画
- 飼養豚での発生箇所
- 野生いのししでの発生箇所

【飼養豚での事例】

事例	確定日	発生地域
1	9/17	京畿道
2	9/18	京畿道
3	9/23	京畿道
4	9/24	京畿道
5	9/24	仁川広域市
6	9/25	仁川広域市
7	9/26	仁川広域市
8	9/26	仁川広域市
9	9/27	仁川広域市
10	10/2	京畿道
11	10/2	京畿道
12	10/3	京畿道
13	10/3	京畿道
14	10/9	京畿道



2020年5月13日現在

初発生：2019年9月17日
 発生数：626件（豚14件、野生いのしし612件）
 豚、いのしし飼養頭数：約1133万頭

※ OIE報告、韓国当局公表資料等の情報を元に作成
 飼養頭数：FAO統計(2018)による
 赤平は更新箇所

農林水産省 HP より

【野生いのししでの事例】

発生地域	発生数	直近の発生（確定日）
京畿道	343件	2020/5/12
江原道	269件	2020/5/12

韓国では、北朝鮮との境界付近でアフリカ豚熱（ASF）の発生が続いており、直近では2020年5月12日に京畿道で野生いのししでの発生も確認されています。韓国全域に拡散することが懸念されることから、今後の動向に注視が必要です。

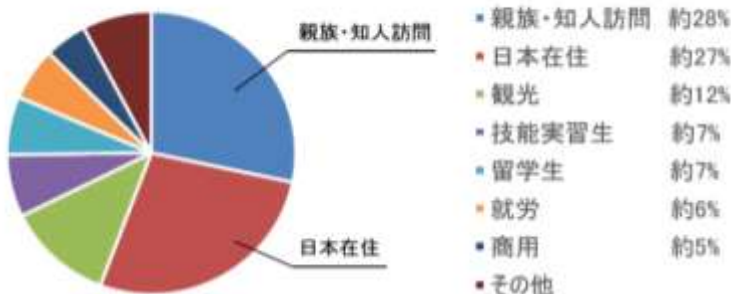
また、ASF 発生国から持ち込まれた肉製品などの携帯品 88 件から ASF ウイルス遺伝子が検出されています（2020年2月21日現在）。

日本の近隣諸国では、ASF の発生が継続しており、日本への侵入リスクが依然として高い状況です。引き続き、飼養衛生管理の徹底や監視の強化に御協力ください。

●ASF 侵入防止対策の強化

海外からの家畜伝染病の侵入リスクが高まっていることから、侵入防止対策が強化されました。2019年4月22日から畜産物の違法な持込みに対する対応が厳格化されました。違反者には警告書が発出され、悪質性が高い場合には逮捕される事例も発生しています。特に研修生等を受け入れている農場では、輸送物に外国製の肉製品を農場に持込ませない等の指導をお願いします。また、家畜伝染病予防法が改正され、罰金の引き上げと家畜防疫官の権限が強化されました。詳しくは、動物検疫所の HP をご覧ください。

◆ 違反者（警告書発出対象者）の属性（2019年12月8日時点）



家畜伝染病予防法の改正 （2020年7月1日施行予定）

- ・これまで最高 100 万円の罰金が最高 300 万円に引き上げ予定
- ・旅客携帯品中に肉製品などの畜産物の有無について質問を行うとともに、携帯品の検査をすることが可能

農林水産省 関係省庁と連携した ASF 侵入防止対策（取組例）より

昨年度も冬期車両消毒ポイントの演習を行いました

平成 29 年度から 3 年間で管内を 6 地区に分け、冬期の車両消毒ポイントの実地演習を行ってきました（オホーツク家畜自衛防疫推進協議会と共催）。

実際に消毒ポイントを設置し、車両の引き込みを行うとともに、不凍液やタンクヒーター等の使用により氷点下でも車両消毒作業ができることを実証しました。



年度	開催日	場 所	参加市町村
H29	H30. 2. 16	遠軽町かぜの安国	遠軽町、佐呂間町、湧別町
	H30. 2. 28	西興部村生活改善センター	西興部村、紋別市、滝上町
H30	H31. 2. 26	雄武町民センター	雄武町、興部町
	H31. 2. 12	清里町生涯学習総合センター	清里町、網走市、斜里町、小清水町
R 元	R2. 1. 28	置戸町中央公民館	置戸町、北見市
	R2. 2. 4	津別町中央公民館	津別町、大空町、美幌町、斜里町、小清水町

飼養衛生管理基準の遵守及び定期報告の提出を！

家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者はその飼養に係る、最低限守るべき衛生管理の基準（飼養衛生管理基準）の遵守及び定期の報告が義務づけられています。

1 対象となる家畜（飼養目的を問いません）

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、馬、あひる、うずら、きじ、だちょう（エミュー）、ほろほろ鳥、七面鳥

2 飼養衛生管理基準（概要）

- 立ち入る必要の無い人、当日に他の畜産関係施設へ立ち入った人、1 週間以内に入国・帰した人を立ち入らせない（立入禁止看板を設置するなど）。
- 立ち入る車両・人を入退場時に消毒する（農場入口、畜舎に消毒設備を設置するなど）。
- 海外で使用した物品（衣類、靴等）を持ち込まない。
- 入場者、家畜の移動、家畜の異状に関する記録を作成し 1 年間以上保存する。
- 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラを疑うような症状を示す家畜を発見した場合、**直ちに家畜保健衛生所へ通報**する。
- 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等の発生に備えた埋却用の土地を確保する（馬を除く）。

2020 年 3 月 9 日付けで飼養衛生管理基準（豚、いのしし）の改正が公布され、改正後の飼養衛生管理基準は、一部の取組を除いて 2020 年 7 月 1 日に施行されます。詳しくは農水省 HP の「飼養衛生管理基準について」を御確認ください。

多国語（日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語）で書かれた飼養衛生管理基準のポスターがありますので、配布の希望があれば当所までご連絡ください。

3 定期の報告

家畜の所有者は、毎年、2 月 1 日現在の家畜の飼養状況や衛生管理状況等について、北海道知事へ報告が必要です。未報告の場合、10 万円以下の過料に処せられる場合があります。

令和2年度 予防事業の実施計画について

今年度の事業計画は下表のとおりです。検査実施にあたっては、関係機関の皆さまの御協力をよろしくお願いいたします。なお、新型コロナウイルス対策の関係で、予定の時期を変更する場合がありますので、ご理解をお願いします。

市町村名(地区)	事業名	実施予定時期
網走市	乳・肉用牛のヨーネ病検査 飼養衛生管理基準遵守状況確認のための立入検査 及び全国的清浄性確認サーベイランス※を併せて実施	6～8月、2月
紋別市(渚滑・上渚滑)		9～10月
興部町(沙留)		9月
大空町		10月
北見市(端野)		1月
管内全域の種畜		通年
管内全域	蜜蜂の腐蛆病検査	8～9月
管内全域	高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ 強化モニタリング検査	10～11月
訓子府町	飼養衛生管理基準の遵守状況確認のための 立入検査 (対象:牛、めん羊、山羊、鹿飼養農家)	10月
清里町		11月
滝上町		11月
津別町		11月
美幌町		12月
佐呂間町(仁倉)		1月
置戸町		調整中

予防事業の変更について

疾病	平成30年度以降	平成29年度まで
牛のブルセラ病及び結核病	全国的清浄性確認サーベイランス※を3年間実施 (平成30年度～令和2年度)	5年毎に全戸実施
馬伝染性貧血	実施しない	5年毎に全戸実施

※牛のブルセラ病及び結核病の検査は国際獣疫事務局(OIE)が定める国際基準に基づき、国内の牛群の清浄性を宣言するためのサーベイランスとなり、牛のヨーネ病検査と併せて実施します。管内では、年間あたり乳用牛飼養農場15戸、肉用牛飼養農場4戸の農場を選定し、経産牛を対象に実施します。

監視伝染病の発生状況（2019年次）

全国、北海道内及びオホーツク管内の監視伝染病の発生状況をお知らせします。

管内では、ヨ一ネ病、牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD-MD）、牛白血病、サルモネラ症等が発生しています。飼養衛生管理基準をしっかりと守って、農場内に病原体が侵入しないよう努めましょう。ご自分の農場を守れるのは、そう、あなたしかいません！

病名		家畜の種類	2019年1～12月				
			全国	北海道		オホーツク管内	
			頭羽群数	戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数
家畜伝染病	ヨ一ネ病	牛	1,065	169	945	10	85
		めん羊・山羊	8	1	2		
	豚熱	豚	102				
	高病原性鳥インフルエンザ	鶏					
	腐蛆病	蜜蜂	104				
届出伝染病	牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛	359	78	200	11	19
	牛伝染性鼻気管炎	牛	44	4	16		
	牛白血病	牛	4,110	300	733	36	115
	牛丘疹性口炎	牛	18				
	破傷風	牛	92	5	7		
		馬	1	1	1		
	気腫疽	牛	1				
	サルモネラ症	牛	193	35	117	5	19
		豚	359				
	トリパノソーマ病	牛	1				
	ネオスポラ症	牛	7	2	5	1	1
	馬鼻肺炎	馬	21	16	21		
	伝染性膿疱性皮膚炎	めん羊	2				
	豚丹毒	豚	2,009	7	93	1	2
	豚流行性下痢	豚	764	1	129		
	豚赤痢	豚	96				
	バロア病	蜜蜂	754	25	684	12	351
チヨーク病	蜜蜂	343	32	342	11	143	

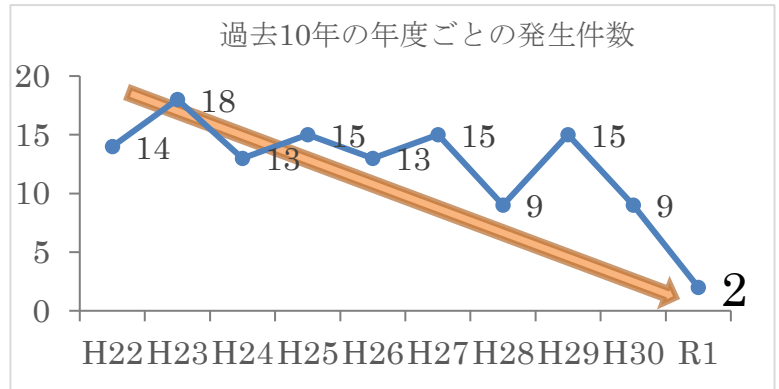
生乳への抗菌性物質等の残留事故、減っています！

昨年度の管内の生乳への抗菌性物質等残留事故は2件にまで減少しました。これまでの生産者や関係者の皆さまのたゆまぬ努力の結果と考えられます。

右の過去10年の発生件数の推移を見ると、年間15件前後だった発生件数が、平成28年度頃から減少しているように見えます。過去の調査結果やその後の経過を紐解くと、残留事故の発生があった地区・地域で農場での「生乳出荷前の自主検査」を導入すると、翌年からの発生件数がグンと下がるようです。

ヒトが作業する以上、「うっかりミス」をなくすのはとても難しいことです。抗菌性物質等残留事故防止については、これまでもお伝えしている「治療牛への2カ所以上のマーキング」「投薬とマーキングの同時実施」「治療牛のホワイトボードへの記入」「治療牛の隔離」等の対策を複数実施し、万が一、誤搾乳や誤投薬等のミスをした時に「何か、おかしい・・・？」と気づく機会を増やしていくしかないと思います。それをすり抜けたミスに気づける機会が「生乳出荷前の自主検査」ということになります。

忙しい時、疲れている時ほどミスは起こりやすくなりますが、そういう時こそ気持ちを落ち着かせて治療前、搾乳前の個体確認を行い、残留事故の発生を防ぎましょう。オホーツク管内の残留事故発生件数「ゼロ」も夢ではなくなってきました。安心・安全な生乳の出荷をめざしましょう。



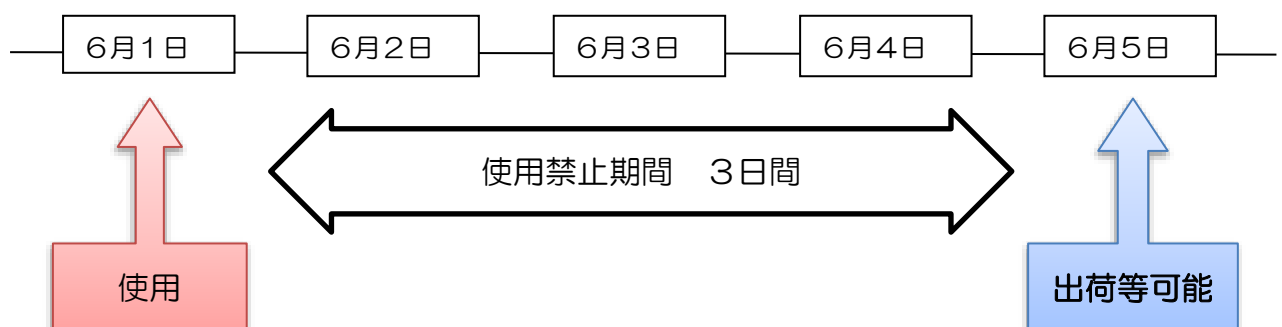
畜肉への抗菌性物質等の残留について

ここ数年、道内での畜肉への抗菌性物質等残留事故の発生が続いています。管内でも年間1～2件の発生があります。

発生原因としては所有者による治療牛の誤出荷のほか、獣医師による出荷制限期間の指示の誤り若しくは指示漏れなどがあります。抗菌性物質以外で使用禁止期間や休薬期間（生乳出荷や肉としての出荷ができない期間）が設定されている動物用医薬品（例：解熱消炎剤やホルモン製剤の一部など）や、最近使用禁止期間等の変更があった動物用医薬品（例：デキサメタゾン製剤など）を使用する際には注意が必要です。

動物用医薬品の使用にあたっては用量・用法を良く確認し、搾乳牛やと畜場等へ出荷間際の家畜に使用する際には十分注意するようお願いします。

（例）「使用禁止期間が食用に供するためにと殺する前3日間」である動物用医薬品を6月1日に使用した場合



放牧のシーズンが到来しました

今年も各公共牧場において放牧が始まります。放牧牛が元気に成長して農場に帰れるよう、生産者と関係者が協力して疾病の発生防止に努めましょう。

- ① 入牧前のワクチン接種や入牧後の定期的な駆虫は万全に。
- ② 血便や下痢、貧血など、気になる症状を呈する牛が増加したら早めに当所までご連絡を。なお、入牧中の寄生虫検査についてはオホーツク家畜自衛防疫推進協議会の助成事業があります。
- ③ 7月・8月の暑熱対策も忘れずに・・・昨年は公共牧場で熱射病による死亡が報告されています。
- ④ ワクチンや駆虫のプログラムなど、不明な点があればお気軽に当所までご相談を。



近年、公共牧場を介した BVD 感染が問題となっています。入牧中（妊娠中）に BVD に感染すると、流産を起こしたり、持続感染牛を出産することがあります。管内では、入牧条件としてワクチン接種だけでなく BVD 検査を条件とする牧場が増えてきています。今後、ご検討下さい。

病性検定手数料の変更について

令和2年4月1日から、下記のとおり病性検定手数料が変更となりました。病性検定の申請時には、お間違えのないようお願いいたします。

総合病性検定については、病理解剖を伴う項目が新設されました。解剖の有無で手数料が異なりますので御注意ください。

令和2年度病性検定使用料・手数料一覧（令和2年4月変更）

設定項目	単価
病性検定使用料	
器具・機械使用	860
保冷保管庫使用	600
病性検定手数料	
病理解剖検査	4,580
鏡検	770
一般培養	1,120
特殊培養	3,380
一般血清反応検査	780
特殊血清反応検査	3,070
病理組織学的検査	2,520
一般理化学的検査	1,300
特殊理化学的検査	3,160
特殊遺伝子学的検査	5,950
総合病性検定	7,430
総合病性検定（病理解剖検査を伴う）※新設	8,520
特殊血清・遺伝子学的検査	4,010
証明書	500
特別診断（100km未満）	5,670
特別診断（100km以上）	11,340
焼却	24,550

※手数料の変更があった項目は網掛け部分

病性鑑定材料の採材及び送付方法について

◎ 病性鑑定を依頼される場合は、事前に必ず電話またはFAXで連絡をお願いします。

◎ 検体と必要な情報を記載した書類を添付してください。

必要な情報：検査目的、検査項目、個体情報、採材者・採材日、詳細な発生経過、ワクチン接種歴、カルテの写し等

◎ 検体は、破損や液漏れがないよう確実に密封・梱包し、冷蔵で送付してください。

【疾病原因】			
	搬入材料	採材量・頭数	注意点
呼吸器病原因	鼻腔スワブ 血液(血清)	<ul style="list-style-type: none"> ○1頭につき3本(ウイルス、細菌、マイコプラズマ用) ○集団発生の場合は複数頭必要 ○ペア血清を用いたウイルス抗体検査を実施する場合、3週間後以降に後血清を採材 	<ul style="list-style-type: none"> ○綿棒は乾燥しないように密閉容器で保存 ○発症初期で未治療の個体が望ましい
下痢原因	糞便 (血清)	<ul style="list-style-type: none"> ○集団発生の場合は複数頭必要 ○ペア血清を用いたウイルス抗体検査を実施する場合、3週間後以降に後血清を採材 	<ul style="list-style-type: none"> ○親指大(1g)以上必要：直検手袋で採材する ○新鮮な材料が望ましい ○発症初期で未治療の個体が望ましい
異常産原因 (流産等)	胎子 胎盤 母牛血清	<ul style="list-style-type: none"> ○血清は1ml以上必要 ○集団発生の場合は複数頭が望ましい ○原因究明のためには、胎子、胎盤、母牛血清の確保が必要 ○胎子は必須(母牛血清のみでの原因究明は困難) 	<ul style="list-style-type: none"> ○胎子・胎盤は新鮮なものが望ましい
疾病原因 (病理組織検査)	諸臓器	<ul style="list-style-type: none"> ○病変部を3cm×3cm大に切り取る。 ○大きい場合は3cm間隔で割を入れる 	<ul style="list-style-type: none"> ○採材後は速やかに十分量の10%ホルマリンに浸漬する ○送付時にはホルマリンが漏れないように包装する

【その他健康検査について】

- ◎ 検査方法が指定されている場合がありますので、事前に十分確認して下さい。
- ◎ 証明書（1頭 500円）が必要か否か確認をお願いします。

	搬入材料	検査内容・注意点	手数料
牛白血病	血清	○抗体検査(ELISA) ○6ヵ月未満の牛の場合、移行抗体の影響がある	特殊血清反応検査 (3,070円)
	全血 (EDTA管)	○遺伝子検査(PCR)	特殊理化学的検査 (3,160円)
牛ウイルス性 下痢・粘膜病 (BVD-MD)	血清 全血 (EDTA管)	○6ヵ月齢未満の牛の場合、全血(EDTA管)が必要 ○持続感染牛確定のためには3週間後以降の再検査が必要	

牛丘疹性口炎について

令和2年(2020年)4月、管内の一乳用牛飼養農場において、口腔内等に発赤、発疹、潰瘍等を形成した牛の病変部から牛丘疹性口炎ウイルスが分離される事例がありました。

牛丘疹性口炎ウイルスは、偽牛痘ウイルスや、めん羊の伝染性膿疱性皮膚炎ウイルスと同じパラポックスウイルス属に分類されるウイルスで、本ウイルスが牛に感染すると口及びその周辺に発赤丘疹や結節を形成することがあり、稀に水疱や膿疱、びらん、潰瘍に進行することもあります(写真①、②)。なお、本病は届出伝染病に指定されています。

痂皮を形成後1ヵ月程度経過すれば外見上治癒しますが、一定期間ウイルスを排泄し、感染源となるため注意が必要です。



写真①：口唇の丘疹



写真②：口腔内の丘疹・びらん

口蹄疫・牛痘・牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針(平成27年11月20日公表)

P77 参考資料 牛丘疹性口炎(公益社団法人 中央畜産会)

【対策】

ワクチンや治療法がなく、予防には日頃の消毒などの衛生管理が不可欠で、発症個体の早期発見・隔離、二次感染の防止が重要です。

また、本ウイルスは稀に人にも感染し手指に丘疹を形成することがありますので、発症個体に触れる際は手袋を着用し、作業後は手指の洗浄と消毒が必要です。

【注意！】

本病は口腔内等に病変を形成するため、時に口蹄疫との鑑別が重要となります。口蹄疫の特定症状を認めた場合は、速やかに臨床獣医師または家畜保健衛生所に連絡をお願いします。

令和2年度 市場上場牛のヨーネ病検査について

(1) 検査の受付について

○検査手数料 特殊血清・遺伝子学的検査 4,010円/頭（手数料が改定されました）
※血液でスクリーニング検査を実施します。反応があった牛は、確定検査のため糞便のリアルタイムPCR検査を実施します。

○必要書類

- ①病性検定申請書
- ②採材年月日と採材獣医師名が分かる書類（採材証明書等）
- ③検査個体が確認できる書類（登録書の写し等）



○検査材料の搬入は開庁時間（8:45～17:30）内をお願いします。直接搬入する場合は、必ず職員に手渡してください。

玄関ポストに検査材料を投函しないでください。

○検査には時間を要しますので、十分な余裕を持って、移動予定の2週間前までに受検をお願いします。

○検体の搬入は締切日を厳守してください。

締切日以降に搬入された検体は、次回締切日の受付分となります。

*臨床的にヨーネ病を疑う病性鑑定は、逐次受け付けます。

(2) 検査申請受付締切日について

	検査申請受付締切日		
6月	3日(水)	17日(水)	
7月	1日(水)	15日(水)	
8月	5日(水)	19日(水)	
9月	2日(水)	16日(水)	30日(水)
10月	14日(水)	28日(水)	
11月	11日(水)	25日(水)	
12月	9日(水)	16日(水)	
1月	4日(月)	27日(水)	
2月	10日(水)	24日(水)	
3月	10日(水)	24日(水)	

死亡牛のBSE検査対象の確認フローチャートについて

これまでもお知らせしてきたとおり、2019年4月1日より死亡牛のBSE検査の対象が変更されましたが、未だに一部の死亡獣畜処理指示書(以下指示書)に記入漏れ、誤記載等がみられ、輸送業者が混乱しています。

今回、BSE検査対象牛を確認するために下記フローチャートを作成し、網走家保HP (<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/>)にも掲載しましたので参考にいただき、獣医師の方々には適切な指示書の発行をお願いします。

死亡牛検案における確認フローチャート

<STEP 1 ~特定症状牛その1~> 下記疾病と診断された牛ですか？

ヒストフィスモに感染症 閉鎖神経麻痺
 リステリア症 大腿神経麻痺
 大脳皮質壊死症 坐骨神経麻痺
 脳炎 脳腫瘍
 脳脊髄炎 脊髄腫瘍
 髄膜炎 末梢神経系腫瘍
 旋回病 下垂体腫瘍

NO!

YES!

<STEP 3 ~起立不能牛~> 下記疾病と診断された牛ですか？

低Ca血症 頸髄症 顔面神経麻痺 腓骨神経麻痺
 Mg欠乏症 変形性脊椎症 三叉神経麻痺 脛骨神経麻痺
 乳熱 脳軟化症 肩甲上神経麻痺 その他の末梢神経麻痺
 ダウナー症候群 てんかん 橈骨神経麻痺

NO!

YES!

<STEP 2 ~特定症状牛その2~>
 治療に反応せず進行性の
 中枢神経症状があった牛ですか？

NO!

YES!

<STEP 4 ~月齢確認~>

以上 96か月齢 未満

未満 48か月齢 以上

YES!

NO!

YES!

通常の死亡牛に該当

起立不能牛に該当

特定症状牛に該当

検査対象

BSE検査「要」に✓

検査対象外

BSE検査「否」に✓

検査対象

BSE検査「要」に✓

全月齢検査対象

BSE検査「要」に✓

特定症状「有」に✓

また、BSE検査対象牛を検案した際には、牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項により死亡牛の届出義務が生じますので、検案後は速やかにファクシミリによりBSE検査室あて(FAX:01586-2-4885)届出して下さい(届出は死亡獣畜処理指示書のファクシミリでも可能です)。

なお不明な点等がありましたら 網走家畜保健衛生所 BSE 検査室までお問い合わせください。

TEL 01586-4-2448



着任の挨拶



所長 ^{ほんざいけ} 繁在家 ^{てるこ} 輝子

渡島家畜保健衛生所から異動してきました繁在家と申します。当管内での勤務は、前回（平成26～27年度）から4年ぶりとなります。所内体制は、定数20名中3名欠員と人員的に厳しい状況にありますが、生産者の皆様そして地元関係者の皆様の御協力をいただきながら、職員一丸となって当管内の酪農畜産の振興に家畜衛生面から貢献してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



予防課長 ^{てづか} 手塚 ^{さとる} 聡

十勝から参りました手塚と申します。オホーツク勤務は3年ぶりとなります。前回勤務の際は指導課で薬事・獣医事を担当しておりました。今回は予防課で防疫業務に従事させていただきます。管内畜産の安定した生産向上に貢献できるようがんばりますので、よろしくお願いいたします。



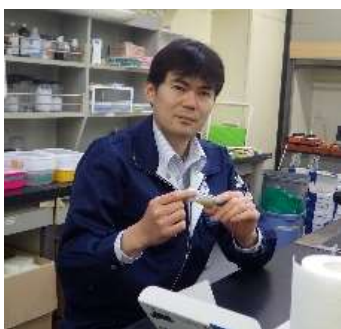
病性鑑定課長 ^{くぼ} 久保 ^{みどり} 翠

根室家畜保健衛生所から異動してきました久保です。網走での勤務は2回目で、前は平成23～25年度の3年間、指導課で豚の生産性向上対策事業、薬事業務等を担当していました。今回は病性鑑定課で皆様のお役に立てるよう気持ち新たに努力して参りますので、よろしくお願いいたします。



主査（危機管理） ^{たにぐち} 谷口 ^{ゆきこ} 有紀子

十勝家畜保健衛生所から参りました谷口です。オホーツク振興局は初めての勤務となります。関係者の皆様のお力の元、管内の家畜衛生の推進に貢献できるよう努力して参りますので、よろしくお願いいたします。



専門員 ^{したで} 下出 ^{けいご} 圭吾

この度、新規採用になりました下出です。以前は、他県で病性鑑定業務などに従事しておりました。今回は初めての予防課で、まだ分からないことばかりでご迷惑をおかけすると思いますが、早く慣れて生産者さんや関係者の皆様のお役に立てるように頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

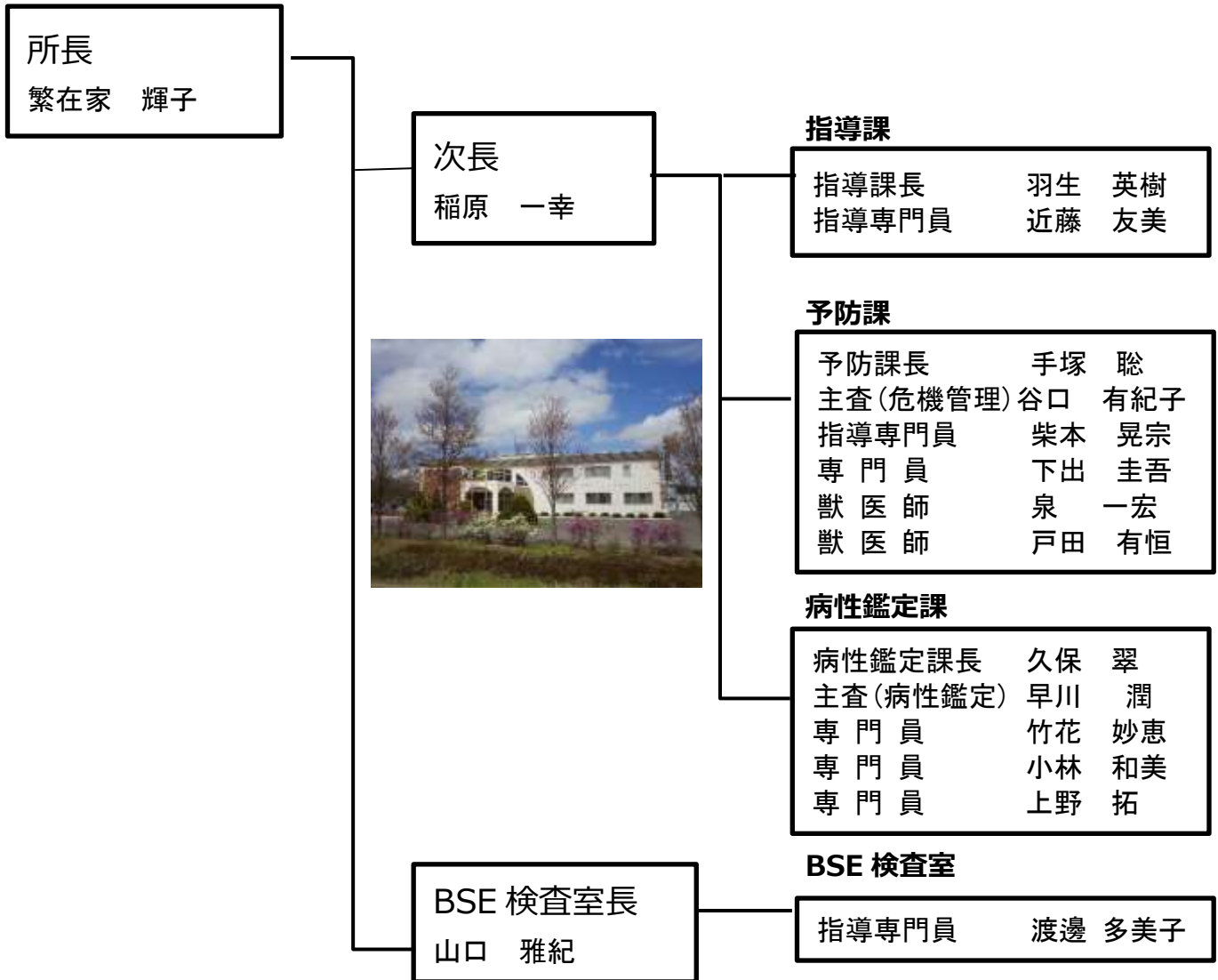


専門員 ^{うえの} 上野 ^{たく} 拓

4月1日付け人事異動で石狩家畜保健衛生所より赴任しました上野です。道東の勤務は初めてであり慣れないことも多いですが、関係者の皆様と連携し家畜衛生の推進に努め、オホーツクの畜産業の振興に少しでも貢献できるよう努力して参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

所内体制について

令和2年（2020年）4月1日からの当所の体制をお知らせします。



【転出・退職】

所長	手代木一孝	→ 退職
予防課長	伊藤満	→ 十勝家保
病性鑑定課長	高橋弘康	→ 上川家保
主査(危機管理)	高畠規之	→ 農林水産省出向
専門員	高橋みゆき	→ 退職
専門員	上垣華穂	→ 十勝家保
専門員	梶田桃代	→ 上川家保

【転入・採用】

所長	繁在家輝子	← 渡島家保
予防課長	手塚聡	← 十勝家保
病性鑑定課長	久保翠	← 根室家保
主査(危機管理)	谷口有紀子	← 十勝家保
専門員	下出圭吾	← (新規採用)
専門員	上野拓	← 石狩家保

網走家畜保健衛生所

〒090-0008 北見市大正 323-5

TEL 0157-36-0725
FAX 0157-36-5801
携帯 090-1640-9721

網走家畜保健衛生所 BSE検査室

〒099-6503 紋別郡湧別町開盛 849-1

TEL 01586-4-2448
FAX 01586-2-4885